

新潟県ウスメバル資源回復計画

平成19年6月5日公表

(平成21年6月29日一部改正)

1 資源の現状と資源回復の必要性

(1) 対象資源の資源水準の現状

ウスメバル *Sebastes thompsoni* (Jordan et Hubbs)は、北海道函館周辺から太平洋沿岸では千葉県銚子沖まで、日本海沿岸においては青森県から対馬付近まで分布しており、水深60～150m前後の岩礁域を主な生息場所としている。

本県では、ほぼ沿岸全域に生息し、特に新潟県南部～佐渡島周辺および粟島周辺海域に多く分布し、新潟県南部～佐渡島周辺海域での漁獲が県内全体の9割以上を占めている。

ウスメバルは、いわゆる卵胎生であり、3歳魚以上で成熟する。秋～冬に雌雄が交接し、雌の体内で仔魚となったものが産仔される。日本海側では2～5月が産仔期であり、西で早く北で遅く、本県では2～3月となっている。ふ出した仔魚は体長16mm前後までは表層近くで40日間程度生活する。その後、50日間程度の浮遊生活期中には流れ藻に随伴し移動、分散し、体長35mm以上で岩礁域に着底する。2歳魚までは比較的水深の浅い60～80m付近で生活し、満3歳の春により深い水深へと移動する。成長は概ね1歳=8cm(8g)、2歳=13cm(40g)、3歳=18cm(100g)、4歳=21cm(170g)、5歳=23cm(230g)、6歳=25cm(300g)、7歳=26cm(340g)(尾叉長)であり、寿命は9歳以上と推定されている。2歳魚以上が漁獲の対象となるが、漁獲の主体は3歳魚以上である。

ウスメバルの資源動向については、漁獲量の推移を指標としている。農林統計によると、本県におけるウスメバル漁獲量は、統計データのある1991(H3)年以降、1992(H4)年の290トン进行ピークに減少し、1994(H6)年には200トンを割り込んだ。その後は200トン前後で横ばい傾向であったが、2001(H13)年以降は再び200トンを下回り、減少傾向となっていることから、現在の資源状態は低位横ばいと考えられる(図2)。

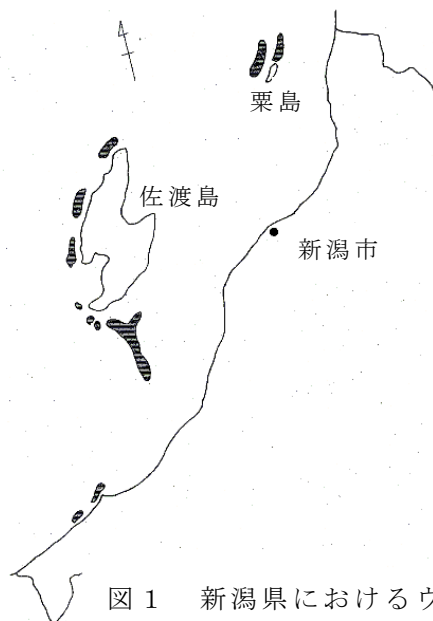


図1 新潟県におけるウスメバルの主な漁場

(2) 漁獲量の推移と資源回復の必要性

前述のとおり、漁獲量は横ばいで推移したものが、2001(H13)年以降は減少傾向となっており、特に南部海域で顕著である(図2)。農林統計が整備されていなかった1980年代前半には、漁獲量の多い地区では近年の10倍以上の漁獲があったことから、資源量の減少は著しいものと推察される(図3)。

このため新潟県漁業協同組合連合会では、漁獲の主体である刺し網について、使用する漁具の目合いを6.7cm(2寸2分)以上とする資源管理計画を2002(H14)年6月に策定した。こうした漁業者の取り組みにも関わらず、漁獲量の減少傾向に歯止めが掛からないことから、産仔前の2~3歳魚の漁獲圧をさらに低減することにより、再生産への加入を促し、資源の回復を図る必要がある。

刺し網の目合い2寸目から2寸5分とした場合、羅網する個体のモードは18cm前後(2~3歳魚)から24cm(5~6歳魚)となり、小型魚の漁獲割合が低下することから、目合いの拡大による小型魚保護の効果が示唆されている。

また、近年はウスメバル遊漁が盛んに行われており、遊漁者へ資源保護を啓発する意味においても、漁業者の積極的な取り組みが必要である。

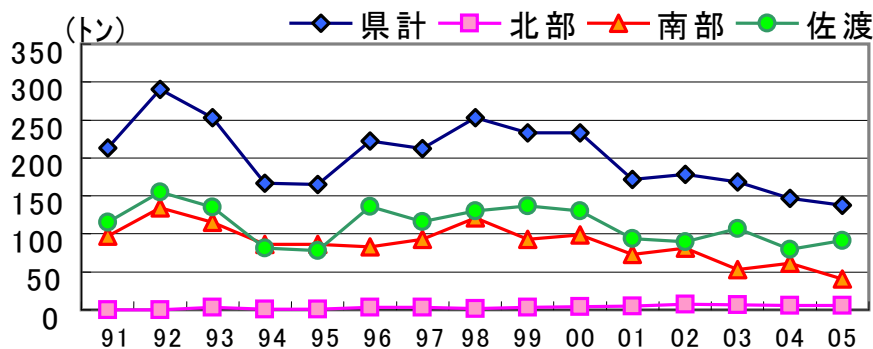


図2 新潟県におけるウスメバル漁獲量の推移 (農林統計)

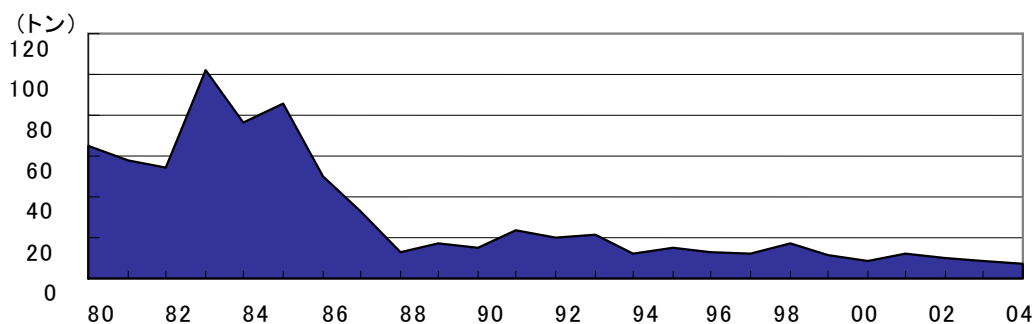


図3 筒石地区におけるウスメバル漁獲量 (水海研調べ)

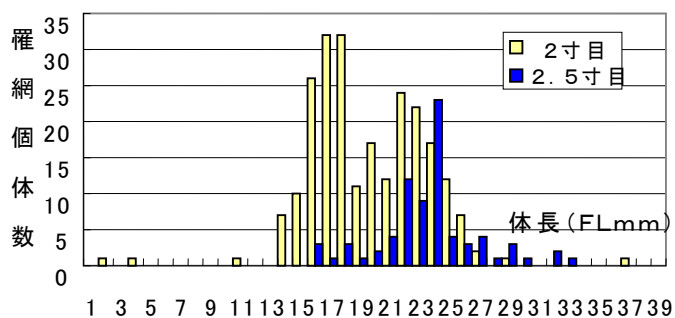


図4 刺し網の各目合における羅網体長

2 資源の利用と資源管理等の現状

(1) 関係漁業等の現状

① 関係漁業の現状

新潟県においてウスメバルを対象としている主要漁業は、知事許可・第2種共同漁業権による刺し網漁業および自由漁業の釣り（一本釣り）漁業であり、わずかに知事許可漁業の小型機船底びき網漁業（縦びき1種）による漁獲もある。刺し網漁業には、固定式刺し網漁業と特定海域におけるめばる刺し網漁業とがある。

漁業種類別の漁獲割合（2005年）は、刺し網漁業が87%、続いて釣り漁業が10%、小型機船底びき網漁業が2%、その他が1%となっている。漁獲量の大半を占めている刺し網漁業について、許可隻数および共同漁業権内の着業を含めた操業隻数の合計は以下のとおりである。

表1 漁業協同組合ごとの刺し網漁業操業隻数と平成18年度許可隻数

漁協名	操業隻数 合計	H18 知事許可		
		固定式	めばる	小計
青海町	18	6	0	6
上越	38	11	0	11
直江津	2	0	0	0
名立	12	6	0	6
才浜	16	0	0	0
柿崎町	30	0	0	0
柏崎	31	23	0	23
出雲崎	0	0	0	0
寺泊	20	24	0	24
西蒲	20	9	0	9
五十嵐浜	11	0	0	0
新潟	10	0	0	0
松浜	34	0	0	0
南浜	60	13	0	13
聖籠町	35	0	0	0
北蒲原	19	0	0	0
村上市岩船港	105	7	1	8
山北町	47	22	11	33
粟島浦	44	0	6	6
本土側計	552	121	18	139
佐渡	190	134	0	134
水津	27	13	0	13
羽吉浜	4	6	0	6
内浦	29	15	0	15
内海府	8	5	0	5
加茂湖	2	0	0	0
高千	20	4	0	4
姫津	3	10	0	10
相川	6	0	0	0
佐渡側計	289	187	0	187
合計	841	308	18	326

※操業隻数は主たる漁業として営んだ知事許可と共同漁業権内の操業である。

(操業隻数：H16 農林統計)

② 漁獲量、漁獲金額の推移

本県におけるウスメバル漁獲量は、図 2 に示すとおり 1992(H4)年の 290 トンをピークに減少し、1994(H6)、1995(H7)年には 200 トンを割り込んだ。その後、2000(H12)年までは 200 トンを上回り回復傾向であったが、2001(H13)年以降は再び 200 トンを下回り、2005(H17)年には 137 トンまで減少している。

漁獲量の減少に伴い、漁獲金額についても減少している(図 5)。図 5 の 1997 年以降の農林統計によるこの間の最高値と最低値とを比較すると、漁獲量は 58%、漁獲金額は 56%とほぼ同じ傾向であった。

一方、単価については、2001(H13)年に一時的に 1800 円(kg/円)程度となっているが、それ以外は 1400 円程度であった。一般的に小型魚の単価は大型魚に比べ安価であることから、小型魚の漁獲割合を低減させることにより、単価の上昇と相対的な漁獲金額の増加が期待できる。

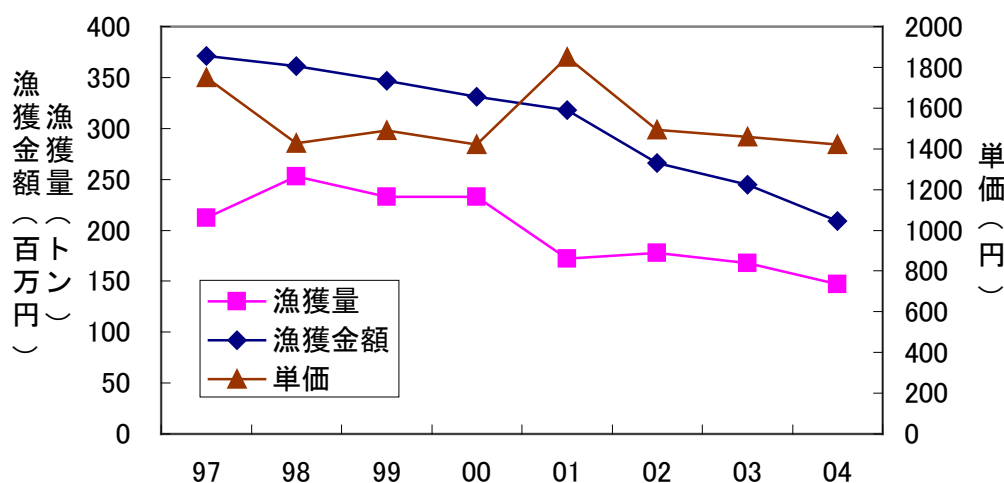


図 5 漁獲量・漁獲金額・単価の推移 (農林統計)

③ 漁業形態及び経営の現状

新潟県におけるウスメバルの漁獲量の 8 割以上を占める刺し網漁業は、固定式刺し網漁業と特定海域におけるめばる刺し網漁業とがあるほか、第 2 種共同漁業権としての操業もある。特定海域におけるめばる刺し網漁業は新潟県北部海域が対象であり、固定式刺し網漁業については全県が対象となっている。

なお、漁獲の多い新潟県南部～佐渡島周辺海域では、海底地形上、急深となっていることから、第 2 種共同漁業権内においても操業が可能であり、南部海域では 2～7 月、佐渡海域では 3～11 月を中心に、概ね周年操業が行われている。また、ウスメバル漁獲量の 1 割を占める一本釣り漁業についても、概ね刺し網漁業と同じ漁期・漁場である。

新潟県の漁業の特徴として、冬場は悪天候のため操業日数が少ないことや高齢者の割合も高いことが挙げられ、比較的作業労力の少なくて済む刺し網漁業や一本釣り漁業の対象とし

て、魚価単価の高いウスメバルは漁家経営上重要な位置づけとなっている。

④ 消費と流通の現状

ウスメバルは主に鮮魚として流通している。漁獲物の多くは、新潟県南部では上越市場（糸魚川市）、佐渡では両津市場（佐渡市）に集荷されるが、県西部の糸魚川市青海（市振）地区は、富山県との県境であり、地理的要因等から富山県の経済圏に含まれていることから富山県への出荷を行っている。

（２）資源管理等の現状

① 関係漁業の主な資源管理措置

ウスメバル漁業の公的規制は表２のとおり知事許可漁業に対するものであるが、第２種共同漁業権内の漁場においては、第２種共同漁業権行使規則に基づく資源管理が漁業協同組合により実施されている。

公的規制での目合い制限は一部海域に限られることから、漁業者が自主的に取り決めている自主規制について、2002（H14）年に新潟県漁業協同組合連合会が策定した資源管理計画により 6.7cm（2寸2分）以上とする刺し網の目合い規制を実施している。ただし、富山県境である青海地区については地理的条件による隣県との入会漁業の関係から現在は2寸目合いを使用しているが、将来的に6.7cm（2寸2分）以上の目合いとすることとしている。この他、具体的な規定はないものの、他漁業と連動した形で一斉休漁日の設定等を行っている。

表２ ウスメバルに対する公的規制

漁業種類	適用公的規制名 および条項	規制措置概要	具体的規制内容
刺し網漁業 （固定式刺し網漁業） （特定海域におけるめばる刺し網漁業）	①許可方針	①漁具制限 ②操業期間 ③操業時間 ④操業区域	①漁具制限 固定式刺し網の一部海域（通称・平瀬） 1枚網の使用 1把40m以内で10把を1ヶ統とし3ヶ統以内 網目：9.1cm（3寸）以上 固定式刺し網の一部海域（粟島海域） 1把75m以内で15把を1ヶ統とし2ヶ統以内 特定海域のめばる刺し網 1ヶ統360m以内とし3ヶ統以内 網目：7.9cm以上8.5cm以内（2寸6分～2寸8分） ②操業期間 固定式刺し網の一部海域（通称・平瀬） 10月1日から翌年4月30日まで 特定海域のめばる刺し網 5月1日から10月31日まで （一部海域では7月1日から8月31日まで） ③操業時間 特定海域のめばる刺し網

② 遊漁の現状

ウスメバルは船釣りによる遊漁の対象として、近年遊漁者、釣獲量が増加していると思われるため遊漁船案内業登録を行っている業者を対象としたアンケートを2005（H17）年に実施したところ、117業者のうち39業者から回答が得られ、このうちウスメバル遊漁案内を行った業者は30業者であった。2005年1～6月の遊漁について、釣行月は4、5月が中心で、案内回数は1～5回が最も多く（37%）、次いで21～30回（27%）であり、なかには51回以上との回答もあった。

また、釣獲魚は15～20cmの2～3歳魚が5割を占め、1回の案内での平均的な釣獲量は8kg（約100尾）未満が最も多かったが、なかには40kg（約500尾）以上との回答もあった。利用された漁場は、刺し網漁業と同様であった。

次に、より詳細な漁獲実態を把握するため、2006（H18）年の新潟地区と寺泊地区の代表的な遊漁船案内業者各2業者に標本船日誌を依頼した。4～7月に釣行回数が多かった月は、寺泊地区で4～5月、新潟地区で5～6月で釣獲時期に多少の相違が見られた。また、1日あたりの釣獲尾数は寺泊地区で平均110尾、新潟地区では平均400尾と地区により大きく異なっていたが、この調査による釣獲魚のサイズは20cm以上の3歳魚が7割を占めていた。

遊漁には、このほかプレジャーボートによるものもあり、天候の安定する春から秋に釣行しているものと思われるが、実態の把握は困難な状況である。

③ 資源の積極的培養措置

1980年代後半に産仔期親魚養成と産仔魚量産飼育の技術開発が取り組まれたが、現在は休止しているため、ウスメバルの種苗放流は行われていない。

④ 漁場環境の保全措置

ウスメバルの生息場所として人工魚礁の投入による漁場の造成が行われている。

3 回復計画の目標

刺し網を主とする漁獲物組成調査（H18年度）をもとにKAFSモデルを使用し年級群解析を行ったところ、若齢魚の漁獲係数が高かったことから、最大持続漁獲量を得るためには、若齢魚への漁獲圧を低減し、産仔前の小型個体の保護が必要である。

このため、平成19年度から平成23年度までの5年間、4の漁獲努力量の削減措置を実施し、小型個体の漁獲割合を低減することにより再生産への加入を促し、資源の減少傾向をくい止め、近年の漁獲量（137トン程度）の維持を目標とする。

4 資源回復のために講じる措置と実施期間

（1）漁獲努力量の削減措置

① 網目制限

ウスメバルを採捕する刺し網漁業について、産仔前（2～3歳魚）の漁獲割合を低減させ

るため、使用する漁具の目合いを 7.0cm（2 寸 3 分）以上とする。また、より効果のあるものとするため規制目合いの引き上げ（7.5cm（2 寸 5 分）以上）について検討するものとする。

ただし、佐渡地区にあっては、市場の荷受け制限と流通サイドとの協議を踏まえて、実効性を高めるため段階的に実施する。

② 減船

基本的には①を実施するが、資源状況に応じ、操業隻数の削減による漁獲努力量削減措置の導入も検討することとする。

（2）資源の積極的培養措置

該当なし。

（3）漁場環境の保全措置

水産基盤整備事業（漁場環境保全創造事業）による漁場造成に引き続き取り組み、また、稚魚期の成育場となる流れ藻の供給源としての藻場造成についても検討を行う。

5 漁獲努力量の削減措置及びその効果に関する公的担保措置

資源回復を実現するための漁獲努力量の削減措置規制措置の実効性を確保するため、必要に応じて漁業調整委員会指示等による公的担保措置を講じる必要があるとともに、今後の資源動向を見ながら遊漁も含めた具体的な措置についても検討する。

6 資源回復のために講じる措置に対する支援策

（1）漁獲努力量の削減措置に関する経営安定策

県は、新潟県漁業協同組合連合会及び関係漁業協同組合等との連携を強化し、漁家所得の維持安定のための取組を強化するとともに、必要に応じて支援事業の活用を検討する。

（2）資源の積極的培養措置に対する支援措置

該当なし。

（3）漁場環境の保全措置に対する支援措置

県は、4－（3）の措置を推進する。

7 資源回復措置の実施に伴う進行管理

（1）資源回復措置の実施状況の把握

県は、関係機関等と連携して資源回復措置の実施状況を毎年把握し、その円滑な実施が図られるよう、関係者を指導する。

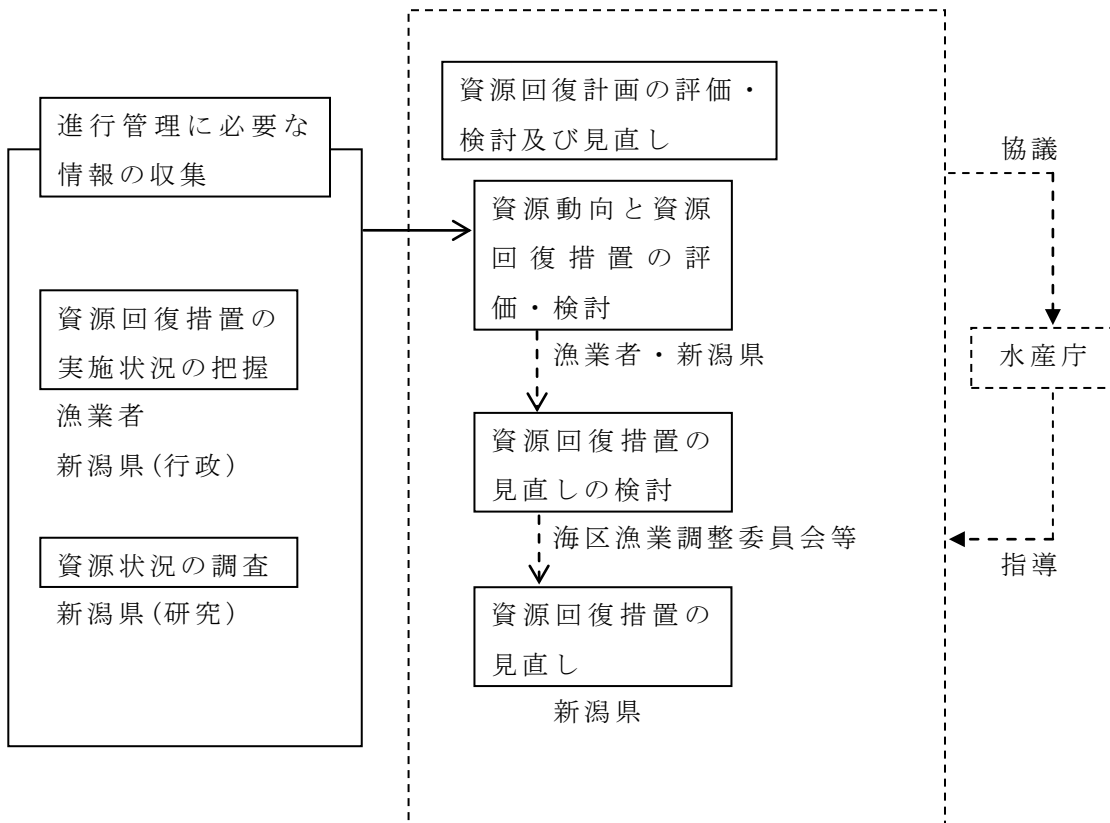
（2）資源動向の調査

県は、資源動向の調査・評価体制を構築し、関係機関等と連携して資源状況の把握を行う。

(3) 資源回復措置の見直し

県等は、(1)、(2)の結果を踏まえ、資源回復計画の評価・検討を行い、必要に応じて回復措置の見直しを行う。

(4) 進行管理に関する組織体制



8 その他

① 資源管理方策の検討

ウスメバルは広域的に回遊する魚種であることから、国等との連携により日本海海域での資源管理方策についての検討が必要である。

② 情報の提供

本計画は、資源回復を図ることにより、将来的に県民等への水産物の安定供給を実現していくためのものであり、県民の理解を得ながら計画を進める必要があることから、計画及び進捗状況等について広く情報提供を行うこととする。